

1. 議事日程（令和7年第4回北広島町議会定例会）

令和7年12月17日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第70号	北広島町乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
日程第2	議案第71号	北広島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
日程第3	議案第72号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第4	議案第73号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第74号	北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第75号	北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第76号	北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第77号	北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第78号	令和7年度北広島町一般会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第79号	令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第80号	令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第81号	令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第82号	令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第83号	令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第84号	令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第85号	工事請負契約の締結について （豊平ウイング屋根改修工事）
日程第17	審 査 報 告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第18	陳 情 審 査	陳情第25号 令和8年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書
日程第19	発 議 第 8 号	臓器移植に関わる不正な臓器取引等を防止するための環境整備等を求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 宮本裕之	3番 坂本伸次
4番 石坪隆雄	5番 佐々木正之	6番 伊藤淳
7番 中村忍	8番 沼田真路	9番 伊藤立真
10番 泉田暁彦	11番 敷本弘美	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課 スポーツ推進係長	石川一義	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	藤井尚志	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案審議、採決となっております。発言をする際はマイクを立ててからはっきりと発言してください。また、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第70号 北広島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長（湊俊文） 日程第1、議案第70号、北広島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。こども誰でも通園制度の条例に関するということで、こちらの概要をまずお聞きいたします。

- 議長（湊俊文） こども家庭課長。
- こども家庭課長（芥川智成） 正式名称ですけれども、乳幼児等通園支援事業、それを通称として、こども誰でも通園制度というものでございます。この乳幼児等通園支援事業は生後6か月から満3歳未満の未就学児が保護者の就労要件や理由を問わず、時間単位で月一定時間まで利用できる新たな給付制度で、児童福祉法による市町村の認可事業として位置づけられております。令和8年4月1日開始となっております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） では、公立と私立の園の部分において違いと、それにおける地域差が生じるかどうかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） こども家庭課長。
- こども家庭課長（芥川智成） 本条例につきましては、この条例に基づいて認可基準を定めております。公立、私立違いはございません。この条例につきましては基準を定めた条例でございますので、地域差等はございません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） この条例については地域差を扱うものではないというのは理解いたしました。ただ、千代田以外でいきますと、私立、公立の違いがこども園ではございますので、この条例が制定された際、この条例に基づいたこども誰でも通園制度を導入してもらうかどうかのお願いは私立さんにもされるかどうかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） こども家庭課長。
- こども家庭課長（芥川智成） 本条例に基づいて私立等は許可申請を町に向けて行います。その基準に合致すれば認可ということになります。あくまでも私立さんの判断での申請になろうかと思いますが、基本的には全町で実施したいので、私立さんにもお願いをしたいと考えております。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第70号、北広島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第71号 北広島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

- 議長（湊俊文） 日程第2、議案第71号、北広島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第71号、北広島町特定乳児等通園支援事業

の運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第3、議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。今回の人事院勧告、中身が厳しい人材確保競争踏まえというところで人事院勧告の報告にあります。ちょっと概要としては、もともと2006年に比較対象規模の企業100人対象から50人対象へと2006年に変更して、今回はその比較対象規模企業の人数を100人に戻すということで、戻したことによって、給与の引上げをする100人以上に対象戻したら給与の引上げができるという見方が強い人事院勧告です。その上で質問ですけども、100人という数字というのが、企業人数が100人という数字というのは本町の実態に合っていないと考えます。この点、本町の実態に合っている人事院勧告なのかどうかというのをまずお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） 議員おっしゃいますように、今回の人事院勧告につきましては、給与水準の見直しということで、民間企業におかれましても大幅な引上げが続いているという状況の中で、公務員の新規採用者及び若年層において、給与、収入が低いことが問題に上げられておるといような状況から、人事院のほうで国家公務員の処遇改善を進めるということで、企業の見直し、企業の人数の見直しをされて、全国的な統一的な水準に上げるということで勧告行われておりますので、本町におきましても人事院勧告に準じた給与改定を行うというものでございます。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 若者人材の流出の歯止めをするという目的は合致すると思うんですが、加えての質問です。人材確保という観点、また若年層という観点から考えた場合、特別職の期末手当を上げる必要性、これがあるのかどうか。加えて、以上のような検討ですね。上げる必要があるのかどうかという検討をしたかどうか。した場合は、その内容をお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） 特別職につきましても、条例のほうで特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の中で、給与、手当につきましては、職員の例に基づいて給与の改定等を行うということになっておりますので、条例に従い、今回の特別職の給与、手当も見直しをするというものでございまして、特にこのことについて協議をしたとかいうことはございません。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 議論した、協議をしたというのはないということで確認しましたけども、人事院勧告というのは、ここの部分だけ変えるとか、この部分は採用しないとか、人事院勧告自体を今回は見送る、本町においては。というようなことも可能ではあると思うんですけども、その点どうなんでしょうか。可能かどうかをお聞きいたします。

- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） これまでも財政状況によっては、職員の給与等の改定の見送りとか見直しとかいうようなこともやってきたこともございますけれども、今回につきましては人事院勧告に基づいて給与改定を行うというものでございます。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。6番、伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。議案第72号に対して反対討論行います。比較対象の企業規模を50人以上から2006年以前の100人以上に戻すこと、これ自体は若者の人材確保を目的とする給与改定となる人事院勧告なんですけれども、本町の実態に合わせた議論、検討という観点において、これが本町においては無いといった場合、人事院勧告の今後の取扱い方に対して一石を投じる目的で、反対の立場を取ります。もちろん、若者の人材確保と質の向上という観点においては反対する点はございません。しかし、人事院勧告の算定基準となる企業規模100人以上の会社が本町に幾つあるでしょうか。そして、若者を対象とした人材確保競争を勝ち抜くという人事院勧告、これ人事院勧告の報告等の資料にもタイトルとしてそう書かれてるんですけども、特別職の期末手当を上げることは妥当でしょうか。この点において一石を投じるものでございます。議員各位のご賛同お願い申し上げ、私の反対討論といたします。
- 議長（湊俊文） ほかに討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第72号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第73号 北広島町火災予防条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第4、議案第73号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、石坪議員。
- 4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。この改定の具体的な内容と、それから、これに伴う罰則規定があれば、それを説明をお願いします。
- 議長（湊俊文） 消防長。
- 消防長（笠道宏和） 今回の改定ですが、今年の大船渡の林野火災に伴いまして、消防庁、林野庁と会議を持たれまして、その検討結果の結果、この条例の改正が行われました。林野火災に伴いまして、その原因というものが人的行為が多数となっています。その点で林野火災注意報、林野火災警報のほうことができました。罰則のほうですが、林野火災注意報に関しましては努力義務ということで罰則はございません。林野火災警報につきましては罰則が適用されます。消防法44条第1項18号によって30万円以下の罰金、または拘留ということになっています。以上です。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討

論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第73号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第74号 北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第5、議案第74号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第74号、北広島町企業立地奨励条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第75号 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第6、議案第75号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第75号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第76号 北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第7、議案第76号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤議員。

- 6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。2026年度から地域限定保育士が全国的に導入されるということではございますけども、広島県において地域限定保育士制度、これが導入されるめど、見込み等々があるのかどうかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） こども家庭課長。
- こども家庭課長（芥川智成） 地域限定保育士制度でございます。全国都道府県等指定都市が実施する制度でございます。広島県において実施するか否かの答弁につきましては答える立場にございませんけども、現在のところ、広島県から実施する旨の情報は入っておりません。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第76号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第77号 北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第8、議案第77号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第77号、北広島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第78号 令和7年度北広島町一般会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第9、議案第78号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 10番、泉田暁彦です。補正予算9款の1項17、これは川戸の屯所のことなんですけど、昨日いろいろ課長にも来ていただいてご説明をいただきました。この屯所移転建築工事請負費、これがマイナス320万2000円になってるんですが、これは一体、理由をお聞かせください。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。

- 危機管理課長（川手秀則） 9款1項3目14節工事請負費の減額ですけれども、予算立てをするときに前々年のところの施設の同程度のところを想定をしております、予算立てをするときには、そこまで詳細な設計がまだできておりません、余裕を持って編成をしていたということでございます。
- 議長（湊俊文） 泉田議員。
- 10番（泉田暁彦） 余裕を持ってということなんですけど、320万減らしたから屯所が狭くなったというようなものではないというのは承知しておりますけど、これに、昨日も見学させてもらったんですけど、この下にある備品ですね、備品購入について、これの内訳を分かれば教えてください。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 17節備品購入費ですけれども、これにつきましては豊平地域の琴庄の屯所の小型動力ポンプがもう老朽化して、今後使用に耐えないというところで、古い可搬のポンプにつきまして更新をさせていただくものでございます。
- 議長（湊俊文） ほかに、9番、伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。予算書で言えば43ページになります。物価対策対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した飼料等価格高騰対策支援金が予算化されておりますけれども、この目的と事業概要、それぞれお聞かせいただきたいと思っております。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 畜産振興対策事業におけます飼料等価格高騰対策支援金の補正でございますけれども、まず飼料高騰に対する補正につきましては、6月補正におきまして、まずは全体の補正をしたところでございます。今回につきましては、和牛子牛等の価格等への育成費に対する支援でございます。理由といたしましては、子牛の販売価格につきましては、令和5年から令和6年に比べては上向き傾向でございますけれども、それ以前と比べると、まだまだ低い状況でございます。また三次家畜市場におきましても、現在入場頭数が過去にないぐらい減少しておるような状況でございます。こういったこともございますので、和牛の生産農家を支援することによりまして、町内和牛生産の維持振興を図るものでございます。また去る12月、10月の末におきましては県の共進会におきまして、町の北広島町産の牛が優秀賞を取った、そういった状況がございます。それからまた町内の生まれた子牛を肥育した、そういったブランド化もしている状況でございますので、今回のこの支援することによって畜産振興を図っていききたいというふうに考えております。支援の具体的内容につきましては、物価上昇額、育成に対する物価上昇額につきましてはの3分の2掛けの三次市場への出荷頭数を支援していききたいというふうに考えております。まず、1つ目が子牛育成支援事業でございます。それからもう一つの内容といたしましては、いわゆる夏の暑い対策の支援を行う予定としております。やはり近年かなり夏が暑いというところございますので、特に酪農家さんにおきましては非常に苦労されている状況がございますので、これに対する支援ということでございまして、事業費の2分の1という形での支援をしていききたいというふうに考えるところでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤立真） 今、子牛育成の費用支援等暑熱対策を行いますということでした。この事業費スケールと今後の実施のスケジュール、これをお伺いします。
- 議長（湊俊文） 農林課長。

- 農林課長（宮地弥樹） 事業費とスケジュールでございます。まず、子牛育成費用支援事業につきましては、事業費を1410万円というふうに見込んでおるところでございます。スケジュールにつきましては、一応12月までの市場出荷を対象といたしておりますので、今後1月に入りまして申請の受付をしていきたいと思っております。交付につきましては3月中旬までに交付していきたいというふうに見込んでおるところでございます。それから暑熱支援でございますけれども、これにつきましても1月上旬から交付の受付をしていきたいと思っております。ただ、これは年度内に完成等の確認、そこに設置されてありますとか、そういったところ確認した上での交付となるというふうに見込んでおりますので、交付の時期につきましては、3月下旬というふうなところを見込んでおるところでございます。事業費につきましては210万円を見込んでおるところでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 8番、沼田議員。
- 8番（沼田真路） 8番、沼田真路でございます。予算書47ページの観光振興対策事業、広島県観光連盟への負担金100万円の事業でございますけれども、この負担金の目的と、事業やられると思っておりますけれども、その事業概要についてお伺いします。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（大本賢一郎） まずは事業概要についてですけれども、補正予算説明資料2のほうに記載をさせていただいておりますように、米国で開催される米国を代表する旅行博、こちらに広島県が出展をします。そちらの出展内容について、本町の神楽を題材としたものを出展する。そのことによって米国の旅行に関心のある方、あるいは旅行に関連した事業者に対してプロモーション、あるいはセールスを行っていくというようなものでございます。
- 議長（湊俊文） 沼田議員。
- 8番（沼田真路） 旅行会社に対してプロモーション、セールスを行っていくということでございましたけれども、本町に誘客を勧める。そして滞在時間を増やすということでございますが、説明の中にはそう書いてありますけれども、具体的にどういった商品、どういった誘客の商品を勧めてPRしてくるのかお答えください。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（大本賢一郎） まず広島県が出展に至った背景というところですが、こちらについては、我が国においては旅行客の多い国籍としましては、中国、台湾、韓国というところになるかと思っておりますけど、広島県に限って申し上げますと、米国、英国、オーストラリアというところが非常に広島県に流入している、観光に来ていただいているという現状があります。そういったことから、広島県のほうが出展を決定したというところがあるかと思っております。そして本町において、どういったところに期待をして、どういったことを狙いとして実施をしていくかというところでもありますけれども、現在北広島町では、内閣府の交付金を活用して伝統芸能の活性化を行っております。その中で、神楽のしっかりとしたプロモーションを進めていく。この事業の一環として、神楽と食事のバスツアーというものを拠点施設を整備して誘客をしていきたいということで取り組んでおります。そういったところへぜひ今回の博覧会における成果を生かしていきたいと考えております。これも数的データですが、欧米、豪の方の1人当たりの旅行支出額は22.7万円と、非常に高い1人当たりの消費額があるというふうに言われております。そういったところからも本町への誘客というところで期待するところがあるかと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑は。伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。何点かありますので、ゆっくり言いながら、それぞれメモ等していただければと思います。まず、今回僚議員からもありました米国旅行博トラベル&アドベンチャーショー・日本ブース出展について、受入れ体制はどこが受け持つのか、加えてツアーの用意ができていますか。さらに町負担金100万円に対して何人の誘客を目標にし、幾らの経済効果を考えているかをお聞きします。次です。商工観光が補正予算の47ページ、地域活性化起業人負担金280万円、当初金額の280万円全額の減額で、こちらのほう、報告でいきますと、相手方の企業とのマッチングがうまくいかなかったということなんですけど、地域エネルギー会社の事業として行うという部分がありました。この2点から、なぜうまくいかなかったのか。加えて、地域エネルギー会社の事業として何を行うことになったのかをお聞きします。その上で、今回の減額となる想定があったかどうか、来年度の制度の利用があるかどうかをお聞きします。もう何点かございます。第2表繰越明許費、8ページです。庁舎管理事業で、民間活用の内容と借地の方向性、加えて借地解消の検討をしているかどうかです。繰越明許費の部分でありましたのが、別の観点から、資材調達の遅れなどによる繰越明許というのがありましたので、ほかの事業でも繰越しの可能性はあるかどうかをお聞きいたします。次です。第4表地方債補正において、地方道路整備事業で充当率の違いによる補正ということだったんですけども、過疎債が使えなくなった理由と、これにおける想定があったかどうか、想定がなかったからだとは思いますが、可能性を考えなかったかどうかをお聞きいたします。以上です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） まずは米国旅行博に関連したご質問に対して答弁いたします。ちょっと先ほどの答弁と重複するところもありますけれども、まず、誘客商品として想定しておりますのは、先ほど申しあげました神楽と食事のバスツアーというところになるかと思えます。受入れ体制といいますか、実施の体制に当たっては、やはり旅行業、生業とされてる方、旅行代理店等、プロの方のスキームであったり、指導を受けながらやっていくというところになるかと思えます。拠点としては、現在想定しておりますのは道の駅舞ロードインター千代田で神楽鑑賞、あるいは食事のほうを想定して事業のほうを進めてまいりたいと考えております。誘客の目標、経済効果というところですけども、この展示会への出展に限った数値設定はしておりませんですけども、先ほど申しあげました欧・米・豪の方の旅行消費額非常に高いというところもあります。本町が観光振興まちづくり計画で掲げております観光消費額、令和6年度末で言いますと、987円ですけども、これを計画で定める令和8年度末の時点で1200円に持っていく。そういったところを目標として取り組んでいく必要があろうかと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） すみません、もう1点ございました。引き続きですけども、地域活性化起業人に関係するご質問に対してでございます。総務省の制度でございますけども、東京等首都圏の企業から専門職の派遣を受けてというところでもありますけども、かなり長期間の派遣になります。なかなか企業側の人を出すというのも難しい状況があるというところで、マッチングが今回はうまくいかなかったというところもございますし、この大きな取組の目標としては、町内の企業、あるいは事業者の省エネ、脱炭素を提案、支援していくことでコスト削

減につなげていく、企業の支援につなげていくというところが大きな目標でございます。この目標に対しましては地域エネルギー会社の事業の一環としても地域の省エネ推進というところは大いに関連性もありますし、取り組むべき事業というふうに考えております。というところから、今年度につきましては地域エネルギー会社の事業の一部として企業への取組を行ったというところでございます。次年度以降についても同様の取組を考えておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ご質問の中で借地の解消方法はないかということでありまして、どの点を抑えてのご質問かちょっと分からないところもあるんですけども、借地の解消につきましては、これまでも議会の中で課題として上げられてきているところがございます。この借地に至った経緯につきましては、いろいろ様々な状況の中で購入したり借地にしたりということがあったらと思うしております。特に千代田地域においては借地が多いというふうなことのご指摘でございますけれども、一つの要因として考えられるのが、やっぱり地価が高いというところがあって、それを購入するのがいいのか借地とするのがいいのか。そこら辺をどちらが効率的であるかというふうな判断をされて、借地というふうな選択をされたものが多かったものと思っております。その中で、町が恒久的に使用していくものについては購入していくと。チョイスをしていくというのが理想であると思っておりますので、できる限り町維持としていくというふうな方策は取っておりますけれども、考え方として、有利な財源がついた場合購入というふうな選択をしようと思っておりますけれども、例えば旧千代田公民館でありますとかまちづくりセンターの底地、ここは社会資本整備の中で購入というふうなことをしてまいりました。そういうふうな財源を探しながら、見つけながら購入ができる場合においては購入というような方向に向かっていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 繰越明許費の庁舎管理事業704万円の件でございますけれども、こちらにつきましては、本庁舎の蓄電池のバッテリーが老朽化により機能しなくなったということで、その交換のための費用でございます。この原因というか、故障というか、老朽化で機能しなくなったというのが今年の5月に判明したんでございますが、それから見積り等の資料の取り寄せに時間がかかりまして、今回補正で上げさせていただきました。この補正をご承認いただいた後に発注となりますので、年度内の完了が難しいということで繰越しをさせていただきましたというものでございます。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 3問目の後段と、4問目については財政政策課のほうからお答えいたします。繰越事業につきまして、資材調達の関係でほかの事業でも繰越し、今後可能性があるかということではありますが、これはこれまでもご相談させていただいております。可能性は十分にあると思っております。現状発注段階において、特に製品で多いんですけども、数か月後に製品が入りますというようなご回答いただくことが多々あります。そうしたものにつきましては、地方公共団体の会計は単年度であると言いつつも、なかなかそのスケジュールの中でははまらないということが想定されますので、ここ数年は早い段階で、例えば当初予算の段階でとか6月補正の段階で、既にもう繰越明許費というのをご提案上げさせていただいてご承認いただいた件もでございます。引き続きそういった形での取扱いというか進め方にはなると

いうふうに考えております。それと4問目の地方道路債の振替、第4表の関係でございます。これこちらの事業だけでなく、今回過疎対策事業債が当初予定しておりました金額がつかなくなったということがあります。今回できる限り有利な起債に振替をさせていただいているというものがございます。委員会等でも説明をさせていただいたのが詳細でございます。地方道路整備事業につきましては、これは県営事業の負担金の部分をこれまで合併特例債で措置をしていたものが合併特例債が昨年度で期間が終了いたしましたので、過疎対策事業債、過疎計画のほうにも計上しておりますので、そちらのほうでの予算化というところを考えておりました。実際、県と協議する中では、これが過疎対策事業債として対象として扱わないという見解でございましたので、今回、別の起債、いわゆる一般単独事業債の地方道路等整備事業債、そちらのほうに振替をさせていただきましたということでございます。以上です。

○議長（湊俊文） まだほかにも質問があるので、関連、簡潔によろしくお願ひします。伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 庁舎管理事業、すみません、私の勘違いのところがありました。米国旅行博のほうなんですけども、こちら15万人の来場者、2500の出展企業ということで、行く人数が何人なのか、どのような方を連れていくのか。そうすると、趣旨としましては、企業と行政とのマッチングの可能性もございますので、そういった想定もした上で誘客商品をあちらの旅行博に持っていくのかどうかの確認をいたします。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 議員の質問にありましたように、資料に記載しておりますとおり、主に想定しているのは、B to Cの営業というところを考えておりますけれども、場合によってはB to Bというのもあり得るかなというふうに考えております。現地へ赴く人員ですけれども、まだ計画段階ではございますけれども、今想定しておりますのは、県が2人、それから町の側から1人ないしは2人というところでの想定をしております。行政職員に加えて神楽に精通した人材も現地に赴くのが望ましいのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに、11番、敷本議員。

○11番（敷本弘美） 11番、敷本弘美です。補正予算書の35ページの民生費です。子ども第三の居場所管理運営事業の6802万7000円ですが、この内訳は、この下段の設計監理委託料と施設改修工事請負費となっておりますけれども、この財源の内訳と目的を伺います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 財源ですけれども、B&G財団から5000万円、あと過疎債から2050万円、あとは一般財となります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○11番（敷本弘美） 今後のこの事業実施工程を伺います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 今後のスケジュールでございますが、年を明けまして1月に工事着工に入りたいと考えております。2月、運営団体の選定、年度をまたぎまして6月ぐらいに工事を完了し、備品等の搬入の後、8月の開所を目指しております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありますか。3番、坂本議員。

○3番（坂本伸次） 3番、坂本伸次です。予算書のページで言いますと、38ページ、39ページです。4款衛生費の1項保健衛生総務費のところでは生活衛生管理事業、芸北広域環境施設組合負担金327万2000円ほど減になっております。なかなかこういった組合の負担金が減

になるというのはちょっと珍しいので、この内容を聞かせてください。それとその下の火葬場管理運営事業で、火葬委託料、霊柩車運行委託料がそれぞれ増額になっております。これの件数、恐らく25件ぐらいになるのかなとは思いますが、その辺の確認をさせてください。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） まず芸北広域環境施設組合の負担金の減でございますが、当初予算の申請時期のときの金額からの減でございます。その後すぐに当初予算の金額というのは固まったんですけども、先にもう実施のほうしておりましたので減額させてもらうということになっております。それから火葬場の件でございますけれども、火葬委託料が25件、霊柩車運行委託料が15件ほど増額要求させていただいたところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありますか。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。29ページの2款1項12の諸費のところのまちづくりコミッション事業者支援委託料、この内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 今議員ご指摘のまちづくりコミッション支援事業委託料でございますが、今回補正で、ふるさと納税今年度の目標額を2億5000万とさせてもらっておりますけれども、予算現額が1億5080万余になっております。今回12月補正で不足9100万余を補正を上げさせていただいておりますが、その増額分に対するまちづくりコミッションのそれに対する委託料、その増に対する委託料ということで上げさせていただいております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第78号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第79号 令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第79号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第79号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第80号 令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第11、議案第80号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第80号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第81号 令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第12、議案第81号、令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第81号、令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第82号 令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第13、議案第82号、令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第82号、令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第83号 令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第14、議案第83号、令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認め

ます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第83号、令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第84号 令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第15、議案第84号、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第84号、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第85号 工事請負契約の締結について

- 議長（湊俊文） 日程第16、議案第85号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、坂本議員。

- 3番（坂本伸次） 3番、坂本です。豊平ウイングの屋根の改修工事の入札の執行状況についてお聞きします。

- 議長（湊俊文） 財政政策課長。

- 財政政策課長（国吉孝治） 本案件でございますけれども、北広島町公告第51号で一般競争入札により入札を行いました。資料お配りしておりますとおり、応札者が2社ございました。2社ございましたが、1社が失格という形になっております。これはいわゆる予定価格の4分の3、75%以下での応札をされたということで、その後、低入札価格調査の要領に基づきまして調査をした結果、落札決定せずに次点の方に落札決定をしたということでございます。以上です。

- 議長（湊俊文） ほかに。9番、伊藤議員。

- 9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。今の豊平ウイングの屋根の工事なんですけれども、当初予算に上がってて、この時期まで遅れた理由をまず伺います。

- 議長（湊俊文） まちづくり推進課スポーツ推進係長。

- まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） まちづくり推進課からお答えします。今回、12月議会まで遅れた理由としまして、まず、設計の発注を5月の中旬にさせてもらっておりますが、それが入札が1か月かかっております。その後、早速ですが契約を締結いたしまして、

業務の期間が10月の末までとなっております。業務期間内に、10月28日に製品の検証を行っております。それから早速ですが、10月の30日に工事の発注を執行させていただきましたが、金額が1億円以上ということで、入札期間等取りまして、11月末の開札となっております。したがって12月の4日に仮契約を行いまして、今議会に提案をさせてもらっているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤立真） 大体の流れ分かりました。これ完成の予定というか、修理完了の見込みのスケジュール伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課スポーツ推進係長。

○まちづくり推進課スポーツ推進係長（石川一義） 工程でございますが、今議会に対しましては、8年の3月31日の工期ということで提案をさせていただいておりますが、設計業者等に聞き取りをしましたところ、7か月、8か月かかる工程のものではないかというお答えをいただいております。したがって、今工事につきましては来年度7月、8月をめどに完成ではないかと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありますか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。先ほど同僚議員からもありました入札においてなんですけれども、応札2社のうち1社が失格ということでした。町内の入札できる業者は何社あったかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 町内事業者様で今回の入札の対象となる事業者さんは、その入札を執行した当初は5社でした。応札は2社ということでございます。一般競争入札ですので、指名競争ではありませんので、業者様のほうからの応札という形になりますので、2社でございます。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第85号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。ここで環境生活課長より答弁の訂正があるという申入れがありますので、これを許します。環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 先ほど坂本議員の答弁の中で訂正が1件あります。霊柩車のほう15件と申し上げたんですけど、霊柩車のほうも25件でございます。失礼いたしました。

○議長（湊俊文） それではここで暫時休憩を取ります。11時15分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 05分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 再開します。日程第17、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。産業建設常任委員会、伊藤立真委員長。
- 産業建設常任委員長（伊藤立真） 産業建設常任委員会から審査報告をいたします。令和7年12月17日 北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤立真。委員会審査報告。令和7年12月5日、本会議において本委員会に付託された次の事件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、陳情第25号、件名、令和8年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書。審査の結果、採択。理由、北広島町の地域活性化及び住民生活は、中小企業・小規模事業者が大きな役割を担っている。その事業者における経済活動の安定及び事業継承に取り組む北広島町商工会の事業を支援するため採択とする。以上です。
- 議長（湊俊文） 以上で常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 陳情審査

- 議長（湊俊文） 日程第18、陳情審査を行います。陳情第25号、令和8年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を議題といたします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、陳情第25号、令和8年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第8号 臓器移植に関わる不正な臓器取引等を防止するための環境整備等を求める意見書の提出について

- 議長（湊俊文） 日程第19、発議第8号、臓器移植に関わる不正な臓器取引等を防止するための環境整備等を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。議会事務局長。
- 議会事務局長（三宅克江） 臓器移植に関わる不正な臓器取引等を防止するための環境整備等を求める意見書(案)。世界的な臓器不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人

身取引、移植目的の渡航が深刻化しており、これらは医療倫理や人権を侵害する大きな問題となっている。こうした課題に対応するため、国際移植学会（T T S）と国際腎臓学会（I S N）は、平成20年4月に臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言を採択した。この宣言では、臓器取引や臓器摘出を目的とした人身取引の禁止、移植ツーリズムの予防と阻止などを各国政府や医療機関に求めている。さらに、日本移植学会を含む国内の複数学会は、令和4年にイスタンブール宣言2018に基づく共同声明を発表し、移植の透明性と倫理性の確保を強調した。公益社団法人日本臓器移植ネットワークによると、現在国内で臓器移植を希望する約1万7000人に対し、臓器提供件数は、令和4年からの3年間で年平均約120件にすぎず、ドナー不足が課題となっており、海外で臓器移植を求める渡航者は後を絶たない。しかしながら、出所不明な臓器を用いた移植には重大なリスクが伴い、帰国後に診療拒否を受けるケースもある。また、医療機関が診療を行う場合でも訴訟リスクを抱えることになり、不正な渡航移植に関わる問題の複雑化が進んでいる。さらに多くの患者が知らずに違法な臓器取引に巻き込まれる状況への一層の対策が求められている。現在日本には不正な渡航移植を制限する法律が存在せず、臓器提供の透明性を確保する登録制度も未整備であり、移植ツーリズムを防止する環境整備や適切な臓器移植の啓発活動の強化が急務となっている。よって、北広島町議会は、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引及び不正な移植を目的とした渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備に早急に取り組むことを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和7年12月17日 広島県北広島町議会 提出先 内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。以上です。

- 議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。発議第8号、令和7年12月17日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一、賛成者、北広島町議会議員中村忍、同北広島町議会議員伊藤淳、同北広島町議会議員坂本伸次。臓器移植に関わる不正な臓器取引等を防止するための環境整備等を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨です。世界的な臓器不足を背景に臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航が深刻化しております。これらは医療倫理や人権を侵害する大きな問題となっています。現在、日本には不正な渡航移植を制限する法律が存在せず、移植ツーリズムを防止する環境整備や適切な臓器移植の啓発活動の強化が急務となっております。国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引及び不正な移植を目的とした渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備に早急に取り組むことを強く求めるものです。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第8号、臓器移植に関わる不正な臓器取引等を防止するための環境整備等を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（箕野博司） 12月議会定例会の閉会に当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。12月5日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。さて、本年は政権が石破前総理から高市政権へと代わり、今後も経済対策、人口減少対策等、新たな政策への転換が予測され、また、広島県におきましても横田知事に引き継がれ、農政をはじめとする本町に直接関わる事業の展開が期待される中、新たな令和8年を迎えようとしております。本町といたしましても、町の未来をしっかりと見据え、町民の皆様の充実した暮らしが継続できるよう努めてまいります。今後とも町の行政運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。これからしばらくは真冬の寒さが続きます。議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、輝かしい新年をお健やかに迎えいただきますよう祈念いたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 閉会に当たり一言申し上げます。本定例会は、12月5日から本日までの13日間の会期でありました。提出された議案・陳情を慎重に審議され、議案等の全てを議了いたしました。本当にお疲れさまでした。町におかれましては、本定例会において出されました質疑や意見など、今後の予算編成及び施策に反映されますよう要望しておきます。さて、今年も残すところあと僅かとなりました。本町においては大きな災害もなく、割と落ち着いた一年であったかと思えます。来年も町民みんなが明るく元気に平穏な日々が送れますことを切に願うものです。結びに、今年一年皆様のご協力、ご支援に感謝申し上げますとともに、議員並びに町長はじめ職員各位におかれましては、くれぐれもご自愛の上新年を迎えられ、来年健康で幸多き年になることをご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。これを以って、令和7年第4回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 30分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~